

宅地開発等指導要綱の実態調査の結果

【調査の概要】

調査方法...文書によるアンケート調査

調査時点...平成13年10月1日時点

調査対象...市町村（特別区を含む。）の宅地開発事業やマンション建築に関する行政指導等について定める要綱等の内容及び運用等

一 要綱等の策定、見直し状況等

1 要綱等策定団体数等

項 目	今回調査	平成9年度調査
団 体 数	1,658 (51.1%)	1,598 [49.1%]
要 綱 等 数	2,201	1,947

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,247)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,255)

2 要綱等の見直し状況

(1) 見直し数

項 目	H9.12.2～H13.10.1	H5.12.2～H9.12.1
団 体 数	480 (29.0%)	556 [34.8%]
要 綱 等 数	558	673

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,658)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,598)

(注) 2. 見直し要綱等の数には新規策定要綱等を含む。

(2) 見直しの目的（複数回答）

項 目	団 体 数	
	H9.12.2～H13.10.1	H5.12.2～H9.12.1
環境保全策の強化	104 (21.7%)	126 [22.7%]
規制緩和への配慮	103 (21.5%)	117 [21.0%]
公共公益施設整備水準等の是正	102 (21.3%)	139 [25.0%]
行政指導の公平性・透明性の確保	82 (17.1%)	137 [24.6%]
宅地供給の円滑な推進	67 (14.0%)	95 [17.1%]
協議・手続の簡素化等	65 (13.5%)	89 [16.0%]
寄附金等の適正化・明確化	51 (10.6%)	59 [10.6%]
宅地開発・住宅建設コストの軽減	49 (10.2%)	65 [11.7%]
民間活力の誘導、促進	31 (6.5%)	44 [7.9%]
要綱の条例化	18 (3.8%)	10 [1.8%]
財政負担の軽減	14 (2.9%)	21 [3.8%]

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (見直し団体総数480)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (見直し団体総数556)

(3) 見直しの項目（複数回答）

項 目	要 綱 等 数	
	H9.12.2～H13.10.1	H5.12.2～H9.12.1
適用対象の範囲	181 (32.4%)	204 [30.3%]
寄附金に関する規定	139 (24.9%)	160 [23.8%]
道路に関する基準	134 (24.0%)	168 [25.0%]
開発協議手続に関する規定	112 (20.1%)	120 [17.8%]
周辺住民調整に関する規定	96 (17.2%)	112 [16.6%]
公園等に関する基準	90 (16.1%)	150 [22.3%]
駐車場に関する規定	83 (14.9%)	122 [18.1%]
公益施設用地に関する提供基準	69 (12.4%)	123 [18.3%]
制裁措置に関する規定	46 (8.2%)	79 [11.7%]
計画人口に関する基準	11 (2.0%)	33 [4.9%]
人口密度規制に関する基準	10 (1.8%)	35 [5.2%]

(注) 1. () 書きは、(当該要綱等数) ÷ (見直し要綱等総数558)、[] 書きは、(当該要綱等数) ÷ (見直し要綱等総数673)

二 要綱等の対象等について

(1) 要綱等の主たる対象

項 目		今回調査	平成9年度調査
要綱等数	宅地開発関係要綱等	1,912 86.9%	1,676 《86.1%》
	中高層建築物等関係要綱等	289 13.1%	271 《13.9%》
団体数	宅地開発関係要綱等を有する団体	1,620 (97.7%)	1,549 [96.9%]
	中高層建築物等関係要綱等を有する団体	245 (14.8%)	249 [15.6%]

(注) 1. () 書きは、(当該要綱等数) ÷ (策定要綱等総数2,201)、《 》書きは、(当該要綱等数) ÷ (策定要綱等総数1,947)
 () 書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,658)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ 要綱等策定団体総数1,598)

(注) 2. 宅地開発関係要綱等には、中高層建築物等に関する基準を含むもの(今回調査:348,平成9年度調査:323)を含む。

(注) 3. 宅地開発関係要綱等を有する団体には、中高層建築物等に関する基準を含む宅地開発関係要綱等を有する団体(今回調査:318,平成9年度調査:317)を含む。

(2) 策定の目的(複数回答)

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
良好な生活環境の整備	1,552 (93.6%)	1,495 [93.6%]
乱開発の防止	1,277 (77.0%)	1,209 [75.7%]
ミニ開発防止	354 (21.4%)	370 [23.2%]
財政負担の軽減	154 (9.3%)	196 [12.3%]
定住人口の確保	49 (3.0%)	
人口の抑制	11 (0.7%)	18 [1.1%]
その他	194 (11.7%)	157 [9.8%]

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,658)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,598)

(3)適用対象事業規模（複数回答）

項 目		要綱等数	
		今回調査	
宅地開発一般に関する基準	開発面積を基準としているもの	1,483	《77.6%》
	500㎡未満の値	125	(8.4%)
	500㎡以上 1,000㎡未満の値	285	(19.2%)
	1,000㎡以上 3,000㎡未満の値	864	(58.3%)
	3,000㎡以上 10,000㎡未満の値	156	(10.5%)
	10,000㎡以上の値	53	(3.6%)
	戸数を基準としているもの	444	《23.2%》
	5戸未満の値	222	(50.0%)
	5戸以上 10戸未満の値	139	(31.3%)
	10戸以上の値	83	(18.7%)

(注) 1. 《 》書きは、(当該要綱等数) ÷ (宅地開発関係要綱等総数1,912)

()書きは、それぞれの内訳構成比

項 目		要綱等数	
		今回調査	
中高層建築物等に関する基準	階数を基準としているもの	331	[52.0%]
	2階以上から対象	10	(3.0%)
	3階以上から対象	213	(64.4%)
	4階以上の値から対象	108	(32.6%)
	高さを基準としているもの	568	[89.2%]
	10m未満の値	19	(3.3%)
	10m以上 20m未満の値	545	(96.0%)
	20m以上の値	4	(0.7%)
	敷地面積を基準としているもの	125	[19.6%]
	500㎡未満の値	39	(31.2%)
	500㎡以上 1,000㎡未満の値	31	(24.8%)
	1,000㎡以上 3,000㎡未満の値	51	(40.8%)
	3,000㎡以上の値	4	(3.2%)
	延べ床面積を基準としているもの	141	[22.1%]
	500㎡未満の値	27	(19.1%)
	500㎡以上 1,000㎡未満の値	40	(28.4%)
	1,000㎡以上 3,000㎡未満の値	59	(41.8%)
	3,000㎡以上の値	15	(10.6%)
	戸数を基準としているもの	204	[32.0%]
10戸未満の値	62	(30.4%)	
10戸以上 20戸未満の値	97	(47.5%)	
20戸以上の値	45	(22.1%)	

(注) 1. []書きは、(当該要綱等数) ÷ (中高層建築物等に関する基準を含む要綱等総数637(*))

()書きは、それぞれの内訳構成比

* 中高層建築物等に関する基準を含む要綱等総数(637)は、中高層建築物等関係要綱等(289)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むもの(348)を合算した数

三 要綱等に定められている技術基準等

1 道 路

(1)敷地が接することとなる道路(区画道路)の幅員

項 目		団体数	
		今回調査	平成9年度調査
宅 地 開 発 一 般	定めている団体	947 《58.5%》	930 [60.0%]
	6 m以下の値	904 (95.5%)	886 (95.3%)
	6 m超 9 m以下の値	40 (4.2%)	36 (3.9%)
	9 m超 12 m以下の値	3 (0.3%)	8 (0.9%)
	12 m超の値	0 (0.0%)	0 (0.0%)
中 高 層 建 築 物 等	特に宅地開発一般とは異なる基準を定めている団体	47	41
	6 m以下の値	42	38
	6 m超 9 m以下の値	5	3
	9 m超 12 m以下の値	0	0
	12 m超の値	0	0

(注) 1. 《 》書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)

[]書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,549)

()書きは、それぞれの内訳構成比

(注) 2. 平成9年度調査の区分は、6 m以下の値、6 m超～9 m未満、9 m以上～12 m未満、12 m以上となっているため、単純な比較はできない。

(2)接続道路(取付道路)の幅員

項 目		団体数	
		今回調査	平成9年度調査
宅 地 開 発 一 般	定めている団体	658 《40.6%》	689 [44.5%]
	6 m以下の値	569 (86.5%)	364 (52.8%)
	6 m超 9 m以下の値	83 (12.6%)	310 (45.0%)
	9 m超 12 m以下の値	4 (0.6%)	13 (1.9%)
	12 m超の値	2 (0.3%)	2 (0.3%)
中 高 層 建 築 物 等	特に宅地開発一般とは異なる基準を定めている団体	22	14
	6 m以下の値	20	8
	6 m超 9 m以下の値	2	6
	9 m超 12 m以下の値	0	0
	12 m超の値	0	0

(注) 1. 接続道路とは、開発区域内の主要な道路と区域外の接続先道路とを接続する道路を指す。

(注) 2. 《 》書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)

[]書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,549)

()書きは、それぞれの内訳構成比

(注) 3. 平成9年度調査の区分は、6 m未満の値、6 m以上～9 m未満、9 m以上～12 m未満、12 m以上となっているため、単純な比較はできない。

(3)開発区域内の区画道路の縦断勾配

項 目		団体数	
		今回調査	平成9年度調査
宅 地 開 発 一 般	定めている団体	642 《39.6%》	666 [43.0%]
	12%超の値	11 (1.7%)	8 (1.2%)
	9%以上 12%以下の値	523 (81.5%)	259 (38.9%)
	9%未満の値	108 (16.8%)	399 (59.9%)
中 高 層 建 築 物 等	特に宅地開発一般とは異なる基準を定めている団体	8	6
	12%超の値	0	0
	9%以上 12%以下の値	8	1
	9%未満の値	0	5

(注) 1. 《 》書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)

[]書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,549)

()書きは、それぞれの内訳構成比

(注) 2. 平成9年度調査の区分は、9%未満、9%以上～12%未満、12%以上となっているため、単純な比較はできない。

(4)歩車道分離を求める道路の幅員（宅地開発一般に関する基準）

項 目	団体数	
	今回調査	
定めている団体	365	《22.5%》
5.5m未満の値	10	(2.7%)
5.5m以上 9m未満の値	54	(14.8%)
9m以上	301	(82.5%)

(注)1. 《 》書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)
 ()書きは、それぞれの内訳構成比

2 公園・緑地・広場

項 目	団体数					
	今回調査		平成9年度調査			
宅地開発一般に関する基準	定めている団体	947	《58.5%》	935	[60.4%]	
	全ての開発について定めている	188	19.9%	192	20.5%	
		759	80.1%	743	79.5%	
	一定規模以上の開発について定めている	3000㎡未満の値	134	(17.7%)	63	(8.5%)
		3000㎡以上の値	625	(82.3%)	680	(91.5%)
	基準の定め方	面積比率で定めている()	859	《53.0%》	751	[48.5%]
		3%以下の値	696	(81.0%)	10	(1.3%)
			120	(14.0%)	659	(87.7%)
			43	(5.0%)	82	(10.9%)
		人口当たり面積で定めている	87	《5.4%》	16	[1.0%]
中高層建築物等に関する基準	特に宅地開発一般とは異なる基準を定めている団体	3㎡/人未満の値	12	(13.8%)	3	(18.8%)
		3㎡/人以上～6㎡/人未満の値	69	(79.3%)	13	(81.3%)
		6㎡/人以上の値	6	(6.9%)	0	(0.0%)
		78		61		
	基準の定め方	全ての開発について定めている	39		25	
			39		36	
		一定規模以上の開発について定めている	3000㎡未満の値	17		11
3000㎡以上の値			22		25	
面積比率で定めている()		79		52		
		3%以下の値	42		0	
			19		36	
	18			16		
	人口当たり面積で定めている	15		3		
3㎡/人未満の値	3		2			
	11		1			
	1		0			

(注)1. 《 》書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)
 []書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,549)
 書きは、定めている団体の内訳構成比、()書きは、それ以外の内訳構成比

(注)2. 平成9年度調査の区分は、3%未満、3%以上～6%未満、6%以上となっているため、単純な比較はできない。

(注)3. 「基準の定め方」の「面積比率で定めている」、「人口当たり面積で定めている」は、併用して定めている場合は複数計上。

3 洪水調節(整)池

(1)対象となる開発

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
定めている団体(小計)	470 14.5%	451 [13.9%]
下流河川の状態に応じて設置を求めている	259 8.0%	258 [7.9%]
一定規模以上の開発について求めている	183 5.6%	164 [5.0%]
1 ha未満の値	63 (34.4%)	64 (39.0%)
1 ha～2 ha未満の値	106 (57.9%)	85 (51.8%)
2 ha以上の値	14 (7.7%)	15 (9.1%)
河川の状態、開発規模にかかわらず求めている	28 0.9%	29 [0.9%]
特に定めておらず、個別に指導している	935 28.8%	915 [28.1%]

(注)1. ()書きは、(当該団体数)÷(団体総数3,247)、[]書きは、(当該団体数)÷(団体総数3,255)
 ()書きは、一定規模以上の開発について求めている場合の内訳構成比

(2)恒久調節池と暫定調整池の区分

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
恒久調節池と暫定調整池の区分		
行っている	71 (15.1%)	62 [13.7%]
行っていない	399 (84.9%)	388 [86.0%]

(注)1. ()書きは、(当該団体数)÷(上表の団体総数470)、[]書きは、(当該団体数)÷(上表の団体総数451)

4 その他の公共公益施設に関する設置、管理、用地提供等に関する基準(複数回答)

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
義務教育施設(小中学校)	407 (12.5%)	430 [13.2%]
保育所・児童館	318 (9.8%)	
行政機関の出張所	99 (3.0%)	115 [3.5%]
消防施設	785 (24.2%)	
公民館等(図書館、文化ホールを含む)	175 (5.4%)	178 [5.5%]
集会所	653 (20.1%)	681 [20.9%]
ごみ集積所	853 (26.3%)	876 [26.9%]
電気施設	73 (2.2%)	63 [1.9%]
ガス施設	58 (1.8%)	45 [1.4%]
ごみ処理施設	103 (3.2%)	128 [3.9%]

(注)1. ()書きは、(当該団体数)÷(団体総数3,247)、[]書きは、(当該団体数)÷(団体総数3,255)

5 駐車場の設置

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
宅地開発一般に関するもの	603 (37.2%)	571 [36.9%]
中高層建築物等に関するもの	292 56.3%	409 [76.6%]

(注)1. ()書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)

[]書きは、(当該団体数)÷(宅地開発関係要綱等策定団体総数1,549)

《 》書きは、(当該団体数)÷(団体総数519(*))

《 》書きは、(当該団体数)÷(団体総数534(**))

(注)2. *「団体総数(519)」とは、中高層建築物等関係要綱等を有する団体数(245)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むものを有する団体数(318)の純計の数

(注)3. **「団体総数(534)」とは、中高層建築物等関係要綱等を有する団体数(249)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むものを有する団体数(317)の純計の数

6 戸建て住宅の敷地規模の最低限度

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
100㎡未満の値で規定	45 (5.5%)	52 (6.4%)
100㎡以上～150㎡未満の値で規定	250 (30.7%)	257 (31.7%)
150㎡以上～200㎡未満の値で規定	289 (35.5%)	283 (34.9%)
200㎡以上～300㎡以下の値で規定	204 (25.1%)	218 (26.9%)
300㎡超の値で規定	26 (3.2%)	
合 計	814 《25.1%》	810 [24.9%]

(注) 1. 《 》書きは、(当該団体数)÷(団体総数3,247)、[]書きは、(当該団体数)÷(団体総数3,255)
 ()書きは、それぞれの内訳構成比

(注) 2. 定め方が一律ではなく、用途地域等に応じて定めているような場合には住居系地域又はそれに相当する地域に対する最低規模で回答されている。

7 中高層建築物等の建築の場合の住宅の設置

項 目	団体数
	今回調査
定めている	28 (5.4%)

(注) 1. ()書きは、(当該団体数)÷(団体総数519(*))

(注) 2. * 「団体総数(519)」とは、中高層建築物等関係要綱等を有する団体(245)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むものを有する団体数(318)の純計の数

四 周辺住民との調整等

(1) 周辺住民との調整（複数回答）

	項 目	団体数	
		今回調査	平成9年度調査
宅地開発一般	定めているもの（純計）	956 (59.0%)	919 [59.3%]
	同意を条件としているもの	433 (26.7%)	390 [25.2%]
	協議を条件としているもの	170 (10.5%)	187 [12.1%]
	説明会を条件としているもの	193 (11.9%)	181 [11.7%]
	その他	169 (10.4%)	165 [10.7%]
中高層建築物等	定めているもの	342 65.9%	348 《65.2%》
	同意を条件としているもの	60 11.6%	55 《10.3%》
	協議を条件としているもの	57 11.0%	65 《12.2%》
	説明会を条件としているもの	174 33.5%	180 《33.7%》
	その他	58 11.2%	48 《9.0%》

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)

[] 書きは、(当該団体数) ÷ (宅地開発関係要綱等策定団体総数1,549)

書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数519 (*))

《 》書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数534 (**))

(注) 2. * 「団体総数(519)」とは、中高層建築物等関係要綱等を有する団体数(245)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むものを有する団体数(318)の純計の数

(注) 3. ** 「団体総数(534)」とは、中高層建築物等関係要綱等を有する団体数(249)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むものを有する団体数(317)の純計の数

(2) 調整の目的（複数回答）

	項 目	団体数	
		今回調査	平成9年度調査
宅地開発一般	日照の確保	363 (38.0%)	370 [40.3%]
	工事中の騒音・振動等による迷惑の防止	675 (70.6%)	666 [72.5%]
	工事車両等による危険発生の防止	608 (63.6%)	596 [64.9%]
	電波障害・風害等の防止	366 (38.3%)	377 [41.0%]
	居住環境の保全・自然保護	676 (70.7%)	648 [70.5%]
	眺望確保	150 (15.7%)	150 [16.3%]
	その他	347 (36.3%)	320 [34.8%]
中高層建築物等	日照の確保	242 70.8%	264 《75.9%》
	工事中の騒音・振動等による迷惑の防止	254 74.3%	259 《74.4%》
	工事車両等による危険発生の防止	222 64.9%	220 《63.2%》
	電波障害・風害等の防止	287 83.9%	290 《83.3%》
	居住環境の保全・自然保護	223 65.2%	209 《60.1%》
	眺望確保	84 24.6%	74 《21.3%》
	その他	95 27.8%	100 《28.7%》

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (上表に示す団体数956)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (上表に示す団体数919)

書きは、(当該団体数) ÷ (上表に示す団体数342)、《 》書きは、(当該団体数) ÷ (上表に示す団体数348)

(3) 排水施設の設置に関する公共施設管理者以外の水利権者との調整

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
同意を条件としているもの	588 (65.3%)	376 (55.8%)
協議を条件としているもの	256 (28.4%)	233 (34.6%)
その他	56 (6.2%)	65 (9.6%)
合 計	900 《27.7%》	674 [20.7%]

(注) 1. 公共施設管理者以外の水利権者には、河川、水路等の管理権限を有しない水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等が該当する。

(注) 2. 《 》書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,247)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,255)

() 書きは、それぞれの内訳構成比

五 寄附金等

(1) 寄附金の定め

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
団 体 数	369 (11.4%)	416 [12.8%]
要 綱 等 数 (推 計)	411	443

(注) 1. 寄附金とは、寄附金、負担金、協力金等名称の如何にかかわらず、事業者から提供を受ける金銭を指す。

(注) 2. () 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,247)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,255)

(2) 寄附金の目的 (複数回答)

項 目	団体数		
	今回調査	平成9年度調査	
宅地開発一般に関するもの	定めている団体	354 (21.9%)	408 [26.3%]
	全ての関連公共公益施設を通じた一括寄附金	131 (8.1%)	191 [12.3%]
	教育施設整備	93 (5.7%)	115 [7.4%]
	道路整備	16 (1.0%)	15 [1.0%]
	公園・緑地等整備	59 (3.6%)	74 [4.8%]
	下水道整備	30 (1.9%)	22 [1.4%]
	河川改修	16 (1.0%)	7 [0.5%]
	その他の公共公益施設整備	97 (6.0%)	130 [8.4%]
中高層建築物等に関するもの	施設運営	4 (0.2%)	4 [0.3%]
	定めている団体	119 22.9%	30 《5.6%》
	全ての関連公共公益施設を通じた一括寄附金	38 7.3%	12 《2.2%》
	教育施設整備	24 4.6%	4 《0.7%》
	道路整備	4 0.8%	0 《0.0%》
	公園・緑地等整備	20 3.9%	4 《0.7%》
	下水道整備	5 1.0%	1 《0.2%》
	河川改修	1 0.2%	0 《0.0%》
その他の公共公益施設整備	27 5.2%	10 《1.9%》	
施設運営	1 0.2%	0 《0.0%》	

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (宅地開発関係要綱等策定団体総数1,620)

[] 書きは、(当該団体数) ÷ (宅地開発関係要綱等策定団体総数1,549)

《 》 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数519 (*))

《 》 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数534 (**))

(注) 2. * 「団体総数(519)」とは、中高層建築物等関係要綱等を有する団体数(245)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むものを有する団体数(318)の純計の数

(注) 3. ** 「団体総数(534)」とは、中高層建築物等関係要綱等を有する団体数(249)と宅地開発関係要綱等のうち中高層建築物等に関する基準を含むものを有する団体数(317)の純計の数

(3) 寄附金の取り扱い

項 目	団体数		
	今回調査	平成9年度調査	
運用	条例により基金を設定する等により収支を明確にしている団体	234 (63.4%)	308 [74.0%]
用途	原則、当該開発に関連する公共公益施設整備に充てる団体	60 (16.3%)	64 [15.4%]
	一部その他の公共公益施設に充てる場合もある団体	42 (11.4%)	40 [9.6%]
	公共公益施設全般に充てる団体	141 (38.2%)	212 [51.0%]
	限定していない	44 (11.9%)	49 [11.8%]

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (寄附金等の定めがある要綱等策定団体総数369)

[] 書きは、(当該団体数) ÷ (寄附金等の定めがある要綱等策定団体総数416)

(4) 公共公益施設用地の減額又は無償での譲渡による提供（複数回答）

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
都市計画道路用地	301 (9.3%)	286 [8.8%]
その他の道路用地	750 (23.1%)	772 [23.7%]
都市計画公園用地	328 (10.1%)	291 [8.9%]
その他の公園用地	696 (21.4%)	710 [21.8%]
調節（整）池用地	396 (12.2%)	363 [11.2%]
小中学校用地	296 (9.1%)	180 [5.5%]
保育所・児童館用地	267 (8.2%)	
行政機関の出張所の用地	159 (4.9%)	
消防施設用地	507 (15.6%)	
集会所・公民館等の用地	459 (14.1%)	484 [14.9%]

(注) 1. 減額での譲渡による提供とは、原価（開発事業者の取得原価ないし時価）より低い価格による提供を指す。

(注) 2. () 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,247)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,255)

(5) 公共公益施設の減額又は無償での譲渡による提供（複数回答）

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
都市計画道路	272 (8.4%)	268 [8.2%]
その他の道路	668 (20.6%)	672 [20.6%]
都市計画公園	296 (9.1%)	274 [8.4%]
その他の公園	620 (19.1%)	625 [19.2%]
調節（整）池	366 (11.3%)	336 [10.3%]
小中学校	157 (4.8%)	181 [5.6%]
保育所・児童館	152 (4.7%)	
行政機関の出張所	96 (3.0%)	
消防施設	481 (14.8%)	
集会所・公民館等	294 (9.1%)	306 [9.4%]

(注) 1. 減額での譲渡による提供とは、原価（開発事業者の取得原価ないし時価）より低い価格による提供を指す。

(注) 2. () 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,247)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,255)

六 要綱等に従わない場合の措置

(複数回答)

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
措置規定がある団体	725 (22.3%)	732 [22.5%]
事業又は事業者名の公表	240 (7.4%)	231 [7.1%]
事業実施に際して必要な協力を行わない	235 (7.2%)	275 [8.4%]
罰則の適用がある	134 (4.1%)	117 [3.6%]
上下水道の供給を行わない	110 (3.4%)	127 [3.9%]
関連公共公益施設の利用拒否	71 (2.2%)	81 [2.5%]
都市計画法第32条の協議・同意を行わない	68 (2.1%)	74 [2.3%]
開発許可権者への進達を行わない	57 (1.8%)	63 [1.9%]

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,247)、[] 書きは、(当該団体数) ÷ (団体総数3,255)

七 標準協議期間の設定

項 目	団体数	
	今回調査	平成9年度調査
3ヶ月以内	162 (89.5%)	149 (92.0%)
6ヶ月以内	15 (8.3%)	12 (7.4%)
6ヶ月以上	4 (2.2%)	1 (0.6%)
合 計	181 《10.9%》	162 [10.1%]

(注) 1. 《 》書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,658)

[] 書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,598)

() 書きは、それぞれの内訳構成比

八 今後の見直しについて

1 今後の見直し意向

項 目	今回調査	平成 9 年度調査
団 体 数	620 (37.4%)	649 《40.6%》
要 綱 等 数	736 [33.4%]	710 36.5%

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,658)

《 》書きは、(当該団体数) ÷ (要綱等策定団体総数1,598)

(注) 2. () 書きは、(当該要綱等数) ÷ (要綱等総数2,201)

書きは、(当該要綱等数) ÷ (要綱等総数1,947)

2 今後の見直しの目的(複数回答)

項 目	団体数	
	今回調査	平成 9 年度調査
行政指導の公平性・透明性の確保	179 (28.9%)	260 [40.1%]
公共公益施設整備水準等の是正	168 (27.1%)	186 [28.7%]
規制緩和への配慮	160 (25.8%)	231 [35.6%]
環境保全策の強化	139 (22.4%)	149 [23.0%]
要綱の条例化	133 (21.5%)	41 [6.3%]
協議・手続の簡素化等	112 (18.1%)	151 [23.3%]
宅地供給の円滑な推進	86 (13.9%)	111 [17.1%]
寄附金等の適正化・明確化	70 (11.3%)	114 [17.6%]
民間活力の誘導、促進	64 (10.3%)	65 [10.0%]
宅地開発・住宅建設コストの軽減	58 (9.4%)	68 [10.5%]
財政負担の軽減	18 (2.9%)	21 [3.2%]

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (今後の見直し意向を有する団体数620)

[] 書きは、(当該団体数) ÷ (今後の見直し意向を有する団体数649)

3 今後の見直しの内容(複数回答)

項 目	団体数	
	今回調査	平成 9 年度調査
適用対象の範囲	229 (36.9%)	216 [33.3%]
道路に関する基準	211 (34.0%)	204 [31.4%]
開発協議手続に関する規定	210 (33.9%)	226 [34.8%]
公園等に関する基準	187 (30.2%)	177 [27.3%]
周辺住民調整に関する規定	174 (28.1%)	195 [30.0%]
公益施設用地に関する提供基準	151 (24.4%)	172 [26.5%]
寄附金に関する規定	115 (18.5%)	189 [29.1%]
駐車場に関する規定	91 (14.7%)	97 [14.9%]
制裁措置に関する規定	61 (9.8%)	85 [13.1%]
計画人口に関する基準	14 (2.3%)	20 [3.1%]
人口密度規制に関する基準	10 (1.6%)	8 [1.2%]

(注) 1. () 書きは、(当該団体数) ÷ (今後の見直し意向を有する団体数620)

[] 書きは、(当該団体数) ÷ (今後の見直し意向を有する団体数649)